**配偶者から暴力等を理由に避難している方への「芦屋町生活応援商品券」配布について**

●配偶者から暴力等を理由に避難している方は事前にお申し出ください。

芦屋町生活応援商品券は、原則として住民票所在地の世帯主宛てにお送りする予定です。

ただし、配偶者からの暴力（ＤＶ）等を理由に避難されている方は、申し出を行っていただくことで現在の居住地に商品券を送付いたします。

●申出対象者

基準日（令和６年２月 １日）において芦屋町に住民登録をしている方で、次の（１）

～（３）のいずれかに該当する方

（１）配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること

（２）婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること

（３）住民基本台帳の閲覧等における「支援措置」の対象となっていること

●申出方法

芦屋町 産業観光課商工観光係へ『申出書』を提出してください。

「申出書」には、配偶者からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

・保護命令決定書の謄本又は写し

・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するＤＶ被害申出確認書

・住民基本台帳の閲覧等における支援措置決定通知書の写し

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

その他、配偶者からの暴力等を理由に避難している方で、特段の事情がある場合はご相談ください。

●申出期間

令和６年２月１４日（水）まで

●お問合せ先

芦屋町産業観光課商工観光係　 TEL:093-223-3542